官刻
孝義錄
巻卌九

紀伊　淡路
阿波

ロ 9
1596
39

孝義録巻之三十九

紀伊國

孝行者　紀伊殿領分 名草郡和佐中村　百姓　源三郎 歳不知　天和二年 褒美

孝行者　同領 牟婁郡奥熊野尾鷲林村　百姓　久之助 歳不知　天和三年 褒美

孝行者　同領 若山城下宮領町　町人　六右衛門 四十四歳　貞享二年 褒美

孝行者　同領 名草郡矢田村　百姓　金之助 歳不知　元禄四年 褒美

孝行者　同領 若山城下本町　町人松屋尚淺家　名不知 歳不知　宝永二年 褒美

孝行者　同領 那賀郡高塚村　百姓　長次郎 歳不知　宝永二年 褒美

孝義録巻之三十九

門 1596 39

孝行者　同領若山城下廣瀬八百屋町　町人　助三郎　歳不知　宝永五年褒美

忠義者　同領在家来　西尾若定妹清光下女　そめ　歳不知　享保二年褒美

孝行者　同領那賀郡粉河村　百姓借屋住　宗兵衛　歳不知　享保二年褒美

孝行者　同領牟婁郡田辺南新町　町人紙治助左衛門伜　次兵衛　歳不知　享保六年褒美

孝行者　同所　次兵衛妻　きけ　歳不知　同時褒美

孝行者　同領海士郡賀茂組小原村　庄屋　久兵衛　歳不知　享保九年褒美

孝行者　同領那賀郡宮村　元田百姓　勘四郎　歳不知　享保十年褒美

孝行者　同領那賀郡尾崎村　百姓長左衛門娘　さく　歳不知　享保十四年褒美

孝行者　同領同所　同　ます　歳不知　同時褒美

孝行者　同領那賀郡山崎組中嶋村　百姓　太左衛門　歳不知　享保十五年褒美

孝行者　同領若山城下住吉町　町人借屋住半兵衛後家娘　さや　歳不知　享保十六年褒美

孝行者　同領名草郡栗栖村　醫者田中南仙娘　なつ　歳不知　享保十六年褒美

孝行者　同領在田郡上浦木村　百姓太郎兵衛娘　たね　歳不知　享保十八年褒美

孝行者　同領名草郡小雑賀村　百姓　清右衛門　歳不知　元文三年褒美

孝行者　同領若山城下新堀丁次郎町　町人　重右衛門　七十三歳　元文三年褒美

孝行者　同領名草郡紀三井寺村　百姓安左衛門娘　さく　歳不知　元文四年褒美

孝行者　同領　名草郡中嶋村　百姓次郎左衛門娘　せん　三十歳　元文四年　褒美

孝行者　同領　那賀郡別所村　百姓　甚太郎　歳不知　寛保二年　褒美

孝行者　同領　牟婁郡奥熊野小山浦　百姓日雇稼　勘七　歳不知　延享二年　褒美

孝行者　同領　牟婁郡奥熊野竹上村　百姓　甚右衛門　歳不知　延享四年　褒美

孝行者　同領　同所　甚右衛門忰　甚七　歳不知　同時　褒美

孝行者　同領　若山城下湊佐町　町人借屋住　長兵衛　歳不知　寛延元年　褒美

孝行者　同領　那賀郡粉河村　在田百姓四郎兵衛娘　なほ　六十歳　寛延二年　褒美

孝行者　同領　若山城下東中間町　町人日雇稼　甚右衛門　歳不知　宝暦五年　褒美

孝行者　同領　若山城下北町三町目　町人借屋住　太右衛門　歳不知　宝暦八年　褒美

○孝行者　同領　若山城下坊主町　盲人借屋住　吉弥　歳不知　宝暦九年　褒美

孝行者　同領　同所　吉弥妹　ゆき　歳不知　同時　褒美

孝行者　同領　名草郡名高浦　船稼吉次郎妻　しゆん　三十二歳　宝暦十二年　褒美

孝行者　同領　那賀郡上野山村　百姓　長兵衛　歳不知　明和二年　褒美

孝行者　同領　同所　長兵衛忰　孫之丞　歳不知　同時　褒美

孝行者　同領　同所　同　七之助　歳不知　同時　褒美

孝行者　同領　同所　同妹　かね　歳不知　同時　褒美

○孝行者　同領若山城下大仲町　町人甚右衛門後家　ろく　歳不知　明和四年褒美

孝行者　同領牟婁郡奥熊野桃滝村　百姓　半六　歳不知　明和四年褒美

孝行者　同領那賀郡中山村　百姓　喜多勝　四十八歳　安永元年褒美

孝行者　同領同所　喜多勝妻　でん　三十六歳　同時褒美

孝行者　同領若山城下本町九丁目　町人　武八　歳不知　安永四年褒美

孝行者　同領牟婁郡奥熊野紳木村　百姓　喜平次　歳不知　安永五年褒美

孝行者　同領同所　喜平次忰　勘平　歳不知　同時褒美

孝行者　同領同所　勘平妻　ぎん　四十一歳　同時褒美

孝行者　同領名草郡栗村　百姓　傳右　歳不知　安永六年褒美

忠義者　同領若山城下寄合町　町人右兵衛手代　若右　歳不知　天明二年褒美

忠義者　同領同所　同　文右　歳不知　同時褒美

孝行者　同領若山城下東田中町　町人借屋住右兵衛後家　ちよ　歳不知　天明二年褒美

孝行者　同領若山城下湊下ノ町　町人借屋住桶屋　長七　歳不知　天明三年褒美

孝行者　同領海士郡宇須村　百姓　源之丞　歳不知　天明四年褒美

奇特者　同領名草郡南永穂村　百姓　九郎右衛門　歳不知　天明四年褒美

孝行者　同領那賀郡九栖村　百姓孫九郎後家　もと　歳不知　天明六年褒美

忠義者　同領　海士郡関戸村
百姓勘之丞子代　平右衛門　歳不知　天明七年　褒美

孝行者　同領　若山城下裏町
町人借屋住伊右衛門後家娘　さん　歳不知　天明七年　褒美

孝行者　同領　那賀郡古和田村
百姓持四郎後家娘　いの　歳不知　天明七年　褒美

孝行者　同領　名草郡岩橋皮田村
百姓久六後家娘　小さく　歳不知　天明七年　褒美

孝行者　同領　那賀郡湯窪村
百姓　若右　歳不知　天明八年　褒美

孝行者　同領　若山城下新中通町
町人借屋住久七後家　こよ　歳不知　天明八年　褒美

孝行者　同領　那賀郡西山村
百姓十之丞娘　ぬさ　歳不知　天明八年　褒美

孝行者　同領　名草郡栗栖出島村
元田百姓　源右　五十九歳　寛政元年　褒美

孝行者　同領　同所
源右妻　つち　五十三歳　同時　褒美

孝行者　同領　名草郡杭瀬村
百姓小七娘　せん　歳不知　寛政元年　褒美

孝行者　同領　若山城下新通町
医者　黒岩道碩　歳不知　寛政元年　褒美

孝行者　同領　海士郡今福村
元田百姓　次八　三十四歳　寛政元年　褒美

孝行者　同領　同所
次八妻　しゆん　二十五歳　同時　褒美

孝行者　同領　若山城下寄合町
名主　若右衛門　歳不知　寛政元年　褒美

孝行者　紀伊殿家老安藤帯刀領分　牟婁郡十九渕村
大工　源右　歳不知　宝暦十一年　褒美

孝行者　同領　牟婁郡岩田村
百姓　文市　歳不知　明和七年　褒美

忠義者　同領　田辺城下田辺町　町大年寄[illegible]屋平次下男　孫助　四十九歳　安永二年褒美

孝行者　同領　牟婁郡高瀬村　百姓勘左衛門妻　沽ゞ　四十三歳　安永三年褒美

孝行者　同領　牟婁郡内門村　百姓与八男　幸作　歳不知　安永四年褒美

孝行者　同領　牟婁郡生馬谷　百姓　吉七　歳不知　天明四年褒美

兄弟睦者　同領　田辺城下本町　町人採屋　勘九郎　六十二歳　天明六年褒美

孝行者　同領　田辺城下紺屋町　町人若代屋伊兵衛娘　いの　十一歳　天明七年褒美

孝行者　紀伊殿家老水野対馬守領　在田郡東丹生村　百姓七郎兵衛後家　名不知　五十四歳　享保十六年褒美

孝行者　同領　牟婁郡栗須村　百姓　傳四郎　歳不知　宝暦七年褒美

孝行者　同領　在田郡星尾村　百姓　吉之助　歳不知　宝暦十一年褒美

孝行者　同領　牟婁郡檜原村　百姓　長次郎　歳不知　天明元年褒美

○

奇特者　高野山慈眼院領　伊都郡東富貴村　百姓　名廻次郎右衛門　歳不知　寛延三年褒美
次郎右衛門悴　次郎兵衛

奇特者　同寺領　同所　同孫　次郎右衛門　四十六歳　寛政二年御褒美

奇特者　同寺領　同所

孝行者源三郎

源三郎ハ名草郡和佐中村の小百姓なり二歳にして父にをくれ二人の兄も世を早うしぬされハ婦あろも病多くし母源三郎に身をよせし縁者もなく貧しくいとなみして母につかへよく孝ありきことを初とし時友ともうちつれて山より薪を伐りて他の處ハむかなく拾ひしう源三郎ハ業をとりて母にまへのまをけとおきてやく人とおなじく帰ひ三度の飯をくはせ時とてを婦乃手をとらせ母の老衰へたる身をかはりて乃まくなり孫も衣はよそ人或ハぬくもれの乾かし愛中に

事衰へとも稚子なといわる事もたりなく冬の夜ハともの上
袷よなりて寝所をあたゝめ母をいねさせしうらけ浅
夜ともなく坐をまのあたれまり戻り風をふせきれめとせし
種をりつねに枕をとやすくい孫しらす取しまれるさも母
の保あるは給の数ひをもれめる事行届しれ昼夜
をわかく求め其の田畑に出をひく附も見るをくいつる
こともニ度ニ度安居をとも道橋乃修造をそ人丈に
出ある事とはきなかりのましとれもさそ見事く勤る母
をおもひしきえしる金所に居らしもとなりくてらも
知らぬ事母さく城下に用あれ附を母に侍りいんといひ

てあをいうさるゝく夜話なとありハおもしろき事とも人に
争ひあつかひとるひ屋敷らハ母乃居しなひまもりかく
のとおら治夏をしさ覚をとめきゝめんもをそ終く
とく火やう人のたちまちれ云をは恩せしハ隣里乃
人々もその孝心に感しかをあつまくく彼か貧苦を扶
けしりつねに領主にきこえけれハ天和二年にほうひ
米と田地をくたしてその孝行を賞せられき

孝行者吉孫

若山乃城下坊主町のうち盲人吉孫か姉の
ゆきといひしハ母にいつくしみ孝行なり家貧しく按摩とる

事を業とし毎かりてうる小せ渡世してゆきかへり給ひても
母乃欲くおもふものハ深く心をとゞめ常に母の気にかなふ様に
ふるまひ心を尽してつとめ侍りし故さる人もきゝて其志を感じけり
かくて久しくのちにいたりて事の昔語日ごろに療治をつくしけ
病家にゆき行しかハ夜分ハ母を寝させて行んとするに
あるときそのいつけ入れハとく安否をとひ脈などとりて
買来りしなどやけものをもてなし薬をも調るに母の身
をいたはりさまざま暑にはとて団扇とりてあふぎあはせ夜
おきかはる様にかくハかくれなく、しかし母乃いたく失
火をおそれ囲炉裏の火をいとひ夜は稀にも焚つ

母の足をさすりなどして日ごろより母ありて病日ならずにハ母は治せず
湯ハ親をいたはるにも冷たく心のうちにとゞめ用をたしさまて
孝ありて食事をすゝめ侍りしとき暑をしのぎ
先母は食物の好みもあらばなんにてもとめもとめて又食をそのまゝに
給はりける時病はいえんとせず母のひさしきことに八十八歳まで
あるとき利発せし時にはいつも心さはがしくなりけるにも
家来は賀宴をも催して彼の齢をことほぎ五十になりし
まで孝養をつくし妻をもめとらで
ざりけれハ姉も又人に嫁してとも思ひしかど母は九十
になりけるまで兄弟の者ともにつかへしとぞやすく領主より

与へられけるは宝暦九年よりの事にて筆をつくしかたし人々
三人か生涯をめくまれしとそ

孝行者半六

牟婁郡奥熊野桃崎村に半六といふ百姓あり母はやく
世を去父につかへて孝なり父多病にして田畑をも
もつくらねは人に売りてわつかなる畑のみをたかやし
小家を借りてすまふ貧しく暮しけるに半六を幼きより
疱瘡にかゝりて片目となりそれもいとはすみちをするに
まして足の病さへありて行歩心のまゝならされと日ことに
木下浦といふ所まて松柏をもち運ひて価をとりて

父を養ひける木下浦へは二里あまりの此道のりなれは
またきにおきて山坂を越ゆるには飯を炊きて父に
すゝめ又昼飯をも調へて並へおきて出るのちの人に粮を
こしらへて行歩かなはねと日ことにかくの如くにて
かへるさて夜食をまうけすゝめけりかくのことく洪水にて
谷川をわたりかね村里の往来もたえ粮をえされは隣へ
行きて菜麦なとをもらひてすゝめ父の食事をまうけ
そのほか芋大根のたくひにて父か好む酒をも
忘れす日ことに木下浦より買来てすゝめしかして父を
松柏の價も少しく海も人なきによりて

されはわつかの賃もなとに得られし酒をもちぬるにハかならす
たのしく家のあしたゆふへの糧をとゝのふるもまつもとめ次
あるひもいまたかゝきにわつかの酒をふるまふる時ハ
八十歳まちうき父のよろこふさまをみてたのしみとそ
いとねむころにもてなしさふらひてもかくいたはりて常に
よろこはしめぬるとそあるひは其中に地家の若者とも
あつまりては酒肴を携へて父にすゝめたはふれいひけれは
いつもたゝ薪を伐にとて出ぬれは其の父をたのみけれと
ある山中のさかしきところにたゝすみてのかれハ叢をま
とひくあるもあゆみて父にはまつ古き綿入の衣を着てみちを

けるかくしかくて隣なる人々も妻を近く孝養の
事をかたらせけるにいふにも父の心にかなひたる事
ハ不孝なるも及ひなくよろこひて姉妹をもあつまり
みな貧しき家に嫁しゆきぬれと親族をもなく獅
乃をつけるをなをさりにもせすしまことに睦しく
身をもちてかくなる孝行を尽くし村うちの交りもまた
睦しくあまたの人ともいとあはれみおもひしよし領主に
きこえけれは明和四年父子の身を終るまて
米を給はりてその孝行を賞せられけるとそ

奇特者　右廻次郎右衛門

若廻次郎右衛門ハ伊都郡東富貴村にて高七十石もちたる百姓
なり正徳四年よりも享保二年にいたる頃く村の中困窮し
山中の事なれハ田畑も猪鹿に踏あらされしを次郎右衛門
力をつくし人々をすゝめてふせきしか程もなくへだて此
地を領せる高野山乃年預坊のもとに志たしくかよひて
一村のなやみを後の貢をゆるへん事をおもひしかハ次乃
後よりして田宅より出る定をもゆるしありて富貴村に
池なくしてハ人々なやミけれとあまたちからを出すものもなけ
れハ次郎右衛門か志をあはれみて同十年寅月次郎右衛門を
年預坊よりよひて新たに池をほる事をゆるされし人夫

を用ゆる数をとひしに五六千人も用ゆる處なりといひけれハ
かせぐ日あらハ次して池をほりしかハ長く村々のたよりとなりけ
とあれハ村人々正徳よりも享保にいたるまて道々の橋
なとを修しをも次郎右衛門か力をそへてなほしたりけり
救米なとも数あまたくハへたる處貧なる代貢を減しもらひたる
も往日十一年に年預坊より沙汰ありて村のうち此類のものも
年預次郎右衛門か頃はかくれてあらぬ事をうけしもあり
ゑまゐりて耕作の定免を二ヶ年御しなり次郎右衛門に従ひ
人々をおもひしはその村次郎右衛門にいひをきれてこよ
次郎右衛門一村の文書をあつけしそのむねを述ぶ

新たなれはまつは米十四石つゝ村の貢あつむるを二人
しておきて給へ人法とせも村乃うちみなわれ償はんといひし
をうけきゝしにそのかみなるおかつるまゝさんに半
より此村を救ふ人もまめなるせいにて兼をもうらを人にも
のちにも孫とんしる志ともしとしたまたま二分のうち
一分をうけくのある一分も村のうちにわたしまわしとて
小まつ寺年預坊より文書を出して他をもとも同十二年
四月洪水して東西乃富貴村堤崩れては次郎右衛門八
力をつくし修理し筒香村と西富貴村の化をも并をせ
をそれまた此貢物をかへりみておさむる寺社乃破れたるを

修ひきまてに村乃困窮をみてくり正徳享保の比餓死
乃人多くいてしをあはれみてあまたる飛山のうち龍光
院に位牌をたてゝ跡を弔ひそのち寛延二年十一月には
預坊より次郎右衛門に命して山林の支配をなさしめ
に年預坊にたひたひ已一人つかさとなるなく村のうち我
すれともとは不支配し山林なくなる民十七人に己か銀を出
しそ求めあたへ又金二十両を出して奥院にわたり石を
つくりそれは苔川をへ人々さしいてし一村のみなれ次郎
右衛門を深く信するのあまりに次郎右衛門か苗字を
以て氏神の称号となし名廻の神と称しけるも寛延

三年まで許坊よりも銀おほくあたへて褒美せらる宝
暦八年八十余歳にて病て死せし其子も又次郎右衛門とて
持高四十一石四斗六升の百姓なり紀伊国伊都郡橋本大
和国五條十津川熊野山へかよふ道乃橋くちおれそこねたるを
一人の力を以てつくり又寺の屋根破たるを修理し
先乃年疫病をこうむりし時富貴村のもの死たる子をや
しなひ家別に米一斗をあたへ村のうちにあらそひを
やはらげ斗もとめぬ民あれば價をかして利をとらぬ事多
く衣なきものには衣をあたへけり其孫も又次郎右衛門
といふ持高二十二石四斗あまりの百姓なり是も又よく

村乃うちのまづしきものには銀をとらし米をあたへ人傚によき
医し薬の畑をたとひわきたく費はいくへしもれなくしてとせ
まゐる事なく田畑乃境を論ずる事あれば八ちからめて我
地をわかちて是がるくわつるひとりの安永五年寺領のうち
のまれたる堂をむかひしは次郎右衛門がつきそわる村を
差別なくわらさせしかは年領坊よりも褒美として銀
をおほくあたへしかともゞ一人うけおさめて村乃中まれなるに
わかちてその天明三年あくりをひあしまた一村のまれなるやからに
次郎右衛門年領坊によびて米八十石と金百両をとらせて
村乃ものをまでけるにまつはき飢饉せし時は粥を

煮こみ施しなとへて村人の困窮をめくミしより八年領坊より
銀をあたへて賞し常々此村に明神の森といふ所あり
法起菩薩を安置して年々一村の鎮守とあかめ次郎
右衛門か家代々へんすといへの殊にいとまあらさるより
父母に孝ありて倹約を守りよく父祖の風をうしなはて
天明八年六月地頭よりもことさら慈眼院より褒美として
て紬一疋をあたへ此よし公にきこえて寛政二年正月
御褒美として銀そこばくを賜はれけり

淡路国

孝行者	松平阿波守領分 三原郡湊浦	猟師	六左衛門	四十三歳	享保十六年褒美
孝行者	同領 同所	六左衛門妻	まさ	四十一歳	同時褒美
孝行者	同領 津名郡尾崎村	百姓	安之丞	四十歳	元文四年褒美
孝行者	同領 三原郡牛内村	百姓	林太郎	二十一歳	寛延三年褒美
○忠義者	同領 津名郡洲本通町外町又町目	町人河内屋二右衛門下男	喜四郎	四十七歳	宝暦三年褒美
孝行者	同領 津名郡鹿石下村	大工	作助	二十八歳	宝暦九年褒美
孝行者	同領 三原郡大野村	百姓	茂市郎	四十二歳	明和元年褒美

孝行者　同領　同所　茂市郎妻　なつ　三十歳　同時褒美

孝行者　同領　津名郡洲本通筋外町二町目　町人摂津和屋　茂右衛門　六十二歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　津名郡洲本下大工町　町人桝屋　貞右衛門　三十六歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　三原郡福井村　百姓　武兵衛　三十八歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　三原郡安住寺村　百姓　市蔵　二十六歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　津名郡下田浦　百姓　石右衛門　三十九歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　津名郡鮎原上村　無田百姓　甚作　四十一歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　津名郡洲本通筋外町二町目　大工　吉之助　二十二歳　寛政元年褒美

忠義者　長四郎

長四郎ハ津名郡洲本通筋外町五町目北商人河内屋三右衛門といふものゝ下部なり生れハ三原郡上八木村のものにて幼きより此三右衛門につかへ二十四年か間ひとむきに勤ぬ常に物荒ひく養をもらはすさりしさらに私のふるまひなく其世話もなく主の為とのみ思ひていさゝかもおのれをかへりみる事なかりしかは主も感して年頃まめやかにつかへぬるを家をもわかちとらせんといへと貧しき別宅数あるへきも心よからす悔かせす今もなを後ちにつかへ営みをなしてとりて身の

行跡をも定めよといふに我身死して出んには一人有りて
其後をひしと継べき兄弟なくして稚きものゝ恵を
うけし母君の先途をとげん事かしこまれハ我身の事
をハ主人の心にまかせけるひがことく其後は城下にて
て物うりをなしありきて程よ主人もいとく憐ミ附木な
どいふものを売とかくぬひものなとかせぎてくらし其ひまにて
からき利徳にせよといふに其ま出とはいふひとに任せくり
常に物うりをするに家に帰れば茶を煎ておくとそのまゝ
又は前栽に折々は野菜やうの物をうへ植してあたかも
主の産業をたすけぬかくて二百遍つ病よありけれど

宜く商ひを励ミ毎月遣す銭はわづかなれども夜ミを
あかし人をいざなひ夜をこゝに抱し付の事といふ事
かゝりし終に主ハらせ其子の子も給ひて二百匁といふ
借金して古き器物あきなひしけるに夜又毎月夜ミ
の後ともなりて程なくいく次第に心を尽して其
すけしかば主も母も喜びてよく衣服をもあたへしはまた夜の交
はりもなし猶へを我身ハ外にかる目をかけ々々と
しくどもあまたありしかとも又主の妹のありけるを
河内屋清右衛門といふもの妻にあたへけれども其貰ひ
をひく給ひてそのましに附木をうり並て年頃給へる料の

あれを費さんと家事をかゝふへしとてあつめおき清右衛門ハ
許にあつけおきしを後今のことに右衛門も又死にたれハ
木の石を川辺にまうけてとかく主の衣服をこしらへ
其外費にあてんとせられしとおもふことを庄屋
かりていよいよ立ぬる此中の費をもてよそ給ぬとて此
うれ附まらん銀とりて補ひたり宝暦二年領主よ
りとくく褒美の米を与へよとてあたへ

阿波國

孝行者　松平阿波守領分 那賀郡岩脇村　鍛冶　次右衛門　六十五歳　正徳元年褒美

孝行者　同領 同所　次右衛門妻　名不知　五十一歳　同時褒美

○兄弟睦者　同領 板野郡成田村　百姓　長右衛門　五十一歳　享保八年褒美

貞節者　同領 同所　長右衛門妻　もん　三十一歳　同時褒美

○孝行者　同領 海部郡宍喰浦　撫師　佐次右衛門　三十九歳　元文元年褒美

孝行者　同領 同所　佐次右衛門妻　まさ　二十七歳　同時褒美

孝行者　同領 板野郡土佐泊浦　百姓　勘六　五十四歳　元文二年褒美

孝行者　同領海部郡相川村　百姓　吉左衛門　六十三歳　宝暦十二年褒美

○孝行者　同領名東郡中村　百姓　八郎右衛門　六十四歳　明和二年褒美

○孝行者　同領名東郡上八万村　医者　瑞朔　四十六歳　明和二年褒美

孝行者　同領勝浦郡方上村　百姓　清五郎　十八歳　明和二年褒美

孝行者　同領美馬郡脇町　町人　湯浅孫右衛門　四十八歳　明和三年褒美

孝行者　同領名東郡中村　百姓　佐次右衛門　七十九歳　明和三年褒美

○孝行者　同領美馬郡一宇山　公田百姓　与市兵衛　五十七歳　明和三年褒美

孝行者　同領海部郡日和佐浦奥河内村　公田百姓　林三郎　四十三歳　明和六年褒美

孝行者　同領徳島城下南大工町　町人平石屋　吉右衛門　四十六歳　天明五年褒美

奇特者　同領徳島城下藍屋町　町人　松浦武左衛門　四十歳　天明八年褒美

奇特者　同領徳島城下紀伊国町　町人　三木金蔵　五十歳　天明八年褒美

孝行者　同領徳島城下南大工町　町人伊勢屋　理右衛門　四十二歳　寛政元年褒美

○孝行者　同領那賀郡西路見村　百姓　熊右衛門　四十三歳　寛政四年褒美

○孝行者　同所　熊右衛門妻　かつ　四十歳　同時褒美

孝行者　同領那賀郡橘浦　公田百姓　宇右衛門　三十三歳　寛政四年褒美

孝行者　同所　宇右衛門妻　もと　死後　同時褒美

孝行者　同領　勝浦郡中田村　百姓　虎右衛門　六十七歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　勝浦郡大松村　百姓甚次郎後家　まつ　四十歳　寛政四年褒美

○孝行者　同領　海部郡大里村　百姓　勘七　六十八歳　寛政四年褒美

○孝行者　同領　勝浦郡江田村　百姓　長右衛門　三十五歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　同所　長右衛門妹　もな　三十二歳　同時褒美

孝行者　同領　勝浦郡江田村　五人組　武八郎　五十三歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　海部郡日和佐浦　五人組　記助　四十八歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　那賀郡苓島村　公田百姓　市蔵　二十七歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　同所　市蔵妻　さよ　五十四歳　同時褒美

奇特者　同領　板野郡中島浦　浪人　森文作　五十九歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　美馬郡舞中島村　庄屋　住友九右衛門　三十四歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　徳島城下二軒屋町　町人借家住坪屋　類之助　三十五歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　徳島城下佐古町十町目　町人借家住新居屋　とわ　三十一歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　徳島城下佐古町十一町目　町人借家住笠屋　金蔵　六十歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　麻植郡東川田村　百姓　曽右衛門　五十七歳　寛政四年褒美

○孝行者　同領　麻植郡東川田村　百姓　宇山本平　四十三歳　寛政四年褒美

○孝行者　同領 徳島城下佐古町六町目　醫者　武市良策　三十八歳　寛政四年 褒美

孝行者　同領 名東郡北浜浦　馬士　吾蔵　五十三歳　寛政四年 褒美

孝行者　同領 徳島城下中町　町人備屋佳山下屋休右衛門娘　かの　四十歳　寛政四年 褒美

兄弟睦者　長右衛門

長右衛門ハ板野郡鈎田村の百姓なりき兄を作之助といひ
しか愚なるものにて世渡りの業もなかりけれハ長右衛門か
法乃中買ひして商ひすれと纔かいふはかりのたくはへ
なすされハ兄か口すきもえ日々の用度ハともしく兄にもさひしく
此をおひてなけかひ其弟兄才覚をもてその村にて
人乃臣浪をかはり臣乃奥まてとりて乃へ兄か妻子をも
よひ迎へて親族をあつめ家族多くなりけれハ
ゆたかく住しかめへしかとはかりてさりへ仕損
もとのりけれハ故弟を人の下部となりても兄をハやしなひて

くらさん事なくて年頃乃経ぬるまゝに此ものも夫
婦ともに雇はれのさはかしくて業をもたすけ猶小終日は怠らず
隆演をもはかひなき家まもりて是ニ而兄が家族ともに安楽なり
年もたちや五十をこえて夫婦子どもを合せて七人ありけ
ればかゝる家を造りて同じく兄が下部になりて
く隆演乃働をなしけれバ此乃事ハ兄の夫婦に譲り
せ並ひつゝはんべりなくして睦しく暮しあり兄よハ
二人は女子にありけれとものかねてなく追々によろしからせ
兄はさらにひるまなく此等れを家計をなす事も多け
れどもいかなる事もなさぬ父母乃心をくみて敬ひたり

是をもつて一族にも睦く人の更にいふところ次第貧しき者
ともにさとりて情を加へいかる者をつくしけれバ其事
にいたる貴き事をいひたる世の夫婦とも常にめぐみ
やらなりしかハ享保八年二月領主より褒美として
銀指を次第をかゝり宅地の貢をゆるされ妻子とも
銭をそへられけれ

孝行者佐次兵衛

海部郡北喰浦乃漁師佐次兵衛ハ家極て貧しく老ては
納もなく舟よりも母を深く養ひてよくつとめしとも
くさ毎に食をとりてよき母にまいらせ母ハ今年六十あまり

あ海を引又目しるく物をえんつをと逆かまくりに採
芝居なとを時々かきおひめき音曲をさゝせなと楽
しめをそう一とせは里飢饉しく須臾より業をあらん
纔かに事あるかゝるに其業をは己いわとゝも家の
内乃ものをよくもち汝妻子を飢てえくなりとさ母に
昼せ衰へしうとといさゝかも母にかけまて出きく母にのくるしめぬ
妻もまくし夫に関しまき生れつゝさなと是よりも子にあく
ふる種なきをとらしゝ浦をあ示ゆ出いる船に情を
さひ粥焼飯やうのものもとむらひ屋うくよして飢饉
甚乃をまうしり母はそれ此病を増く佐次き婦か留るのあ

ひとまらせしかは孫増乃歎きとよ志付ゝさいあまくむさ中
みとん行くをとんとをせし葬るにそるをも嫌ふ富きけ
又婦き白し業をおゝしたる市兵衛といへるものに嫁し
産せし後なりとけるか市兵衛は貧者なく我業状
やむなく伎抱さんるもんよまつせ婦く婦そに我家に逐へ
もゝ業とをかぬうちて父のうちうちやゝなりつゝ又同し
浦なるむ従弟の市五郎といひしもの漁舩をもちて
渡辺乃営をとなみしかはつまにそれ舩に乗くてをき
のてく此業をもちなまさけるか市五郎は産業よりとく
父小さくれてより貧くなりゆく漁乃具とも乃み

魚漁る事もおろしからぬに飯料さへともしかりけれは
宗祖もまえにしかと佐次右衛門はもとめしにしたかひ次郎の船
ありし宗くらせとしくして彼か世渡りをたすけける年頃
かはらぬなからひ殊に多く浦人傾まてに語へしつるを
元文元年五月褒美の銀をたまひてそのほめられけり

孝行者瑞碩

名東郡上八万村乃医者瑞碩といふは父につかへて孝心ふかく
なくなりて後も朝夕墓に詣こと三年かあひた月代を
そらす精進して妻を勤めけり母を中風を病
て四年まて床に臥しけるに医業をも怠りなく病をそ

とけまうし母をいたはりて父に後れて時の如
くに親里をおくりさまてそれ孝心乃ありやうなる事
今もかはらず侍人なるに子かし殊事をも隠れなく
顕されも浅草安永元年明和二年銀にてほめられしか
不親族まて貧しきものにめくみあたへ又親類も村人の飢
に及へるものには物をあたへて救ひしるよしまう多
かりき

孝行者佐次右衛門

名東郡中村乃佐次右衛門は田畑乃高一石六斗余あまり
もちたる百姓なり父にはやくおくれて母のいふまゝに

人をたのミしか母はもとより物狂はしくことに猶まさ
りて我子共扱ひもいとうるさくおもひけれハさらぬからに
二人の女ありけるを他人に嫁らせて一人乃力にて母を
はくゝミしに常に母をおもひて養ひけるを思ひ
家族ましけれハ心に掛らせぬるにも其ハ一日たりとも絶す
菓なとも買ひ来りて母にすゝめやまひの買ひ来て持帰
ん乃もとに物をもらふ時は一品をも我口にいれず背負ひ
湯菜食物なと得ても心をとめて心をとりて迎ひ隣の者
よろこひ帰るもとひく買ひ求めるをおもひて
主人にいひまとひ又は遠き所を更ゆるもさらになら

貴きも人の身にとりて貧きハあはれなれと母にをと
せぬ食物をいさゝかも切らさす次第にたらぬ人の個
せしものなとも焼ひて着せまいらせて物を抱へてまゐりて一つ
のまゝ個く出るを給仕しくれて後乃ちも
くひぬ農業乃勤はかくれとも忘れぬ様ニ身を急きて
ひ食物をもて乃ち又田畑に行て耕して帰るも母は
九十歳よりなからも大からせまゐらせて母はあらし程久しく
なりかゝり人なくて子もなくとも七十にあまりて老乃
身なれ母はいかに病ありてもさまで家身乃さまにそ
ちく疑ひをもかゝりけれハ忘れずしておもひていたはりき

しか母せうりしいうらんうらんふう走るてとおくらんす
と頼ひしうりくこしてそれ如きゆうしくうくさをしと
なんうら教志乃ものれよしあれて一村乃ものまを睦く争
ひのそしをおこそ後不行とふらうしてく絶えくり
そこりく此銀とらせく賞せくハ明和三年三月の事
なけり

孝行者勘七

海部郡大里村の百姓勘七ハ父の代一旦勝ら世より人の
田畑を小作して又ハ竈つくれ事を世渡りとなし父
母此まく健うなりしうる程ふん人の村まをゆるさて暮

葉汲ひなとしけるうちにくはるへくなりと暮しけりに人を
一月あまりも逗留せんと思ひて出ぬほどをしれ家
乃耳にのこりて其せうを比まハうゐりて帰り来ぬさうしも村
のしく耕作をたのしぬる時に人あまた抱て力をそへしうと
くをん二ゆ家に帰りて一とせ伊勢の宮居に詣つとて
遊ま暇をたまひなんかと親あくまてもや思ひけん行程
にあまたうらに謀して出立をと母は七年をうり積乃
病やうなりしてんむすびもぬまてに川乃中せらりく
ひを罵るをかくうんせ逆事なりて縄をかけ葉水ども
作りて待ゝ是それとも母乃足此流るを敷きさて贋ども

てあかく残る夜またるを待ちて起て菓子又は麦粉の類
をとゝのへ厠乃あとひまて鍵にかけしり宝暦七年
九月六十にいたりけるか彼か膝にいたみ出てふしけるまゝ
ぬ父ハ酒を嗜をは好めるによりて市の帰るさには
小さき瓢に酒をかひて来かくしてむかへると父乃あそれすとて
よろこひけるは其後もとくいそひて紅を代人屋又
候ふるか家にも能よく出来く春めける事をまち居る
うちに求めえたりぬ朔日家夜乃暖するを脱く父は
是をも色ゝて我身之纏綿一円を海をひらく田畠の稼
ぬおゆ紀者としろはんを其次といふ事なし父は

九十をこえて安永三年五月にみまかりき後も席に五六
枚志ある小家なれと父かつねに起臥せし席には是を
も措ますして父母のありし時にかも異して親しく是
出入するか家をも住居怠ることなく業の営みは
従ゆきて門松をたて春の設をなし盃菊盆にハ家
乃墓の塵掃ふ事を年毎に常となし市に出ぬる時
も必ずよりて帰るにも用をたしてよ隣の者に備へ
常是を価をとハさして受けまかりて後ハ皆おいて
寺これの葉にもあへる孫とも常に出入しつ家にはなる
えなくいつとなく書つけ其時村里の交りまて睦しくうしき

他乃里の人ともかれか跡をかりてあはれなる者
なかりしにそ又田畑に携るときも親乃位牌に向ひ
てかれ畑にも行なり酒んかして此地より他行とくう
至んると闇をさりて定紀父母乃忌日にも乞食乃
類ともひとつふ人くに物くらせぬこと村にも紀る領主此
義士の門とすれ又も父母此墓を通れハ笠をぬき
乃かれまくかうたるもさる人くよ此人よ年よ時と笠まに
拭ふきて服て左秋して有りてきこれしかるも法行ると満
ふ民かなかりしか寛政四年領主乃褒美として有二人
扶持ともいまさま此なるく生涯を送らしめけれ

孝行者長右衛門

勝浦郡江田村乃百姓長右衛門ハ父の世より田畑かくへの
田も預りて作りけるに相続して去る波まで父をとい
といひしく六十年に及まて父家の業をたのしめしも
酒を好ミけれと家貧くして価も常に乏しき事也
此者ある小松嶋浦といふ所より其の塩を出汐うる数
くくと見くして父の酒をたくはへ是ハ価をくことを好ミ
海をのかれと教へるを見て其後とりく皆ひて悲く
債ひて此往まいつて此酒を除数まても払ひて与へ家
又長右衛門か妹ともなととひとく見と同く孝者と云

しゝあるはいかなる人ならん二六を此妻とおもくやうなるを
も二人のものなれ深く歎き母人をもうしいまけひ給へしと
を二人乃ものを哀れとおもひさはつゝみをもしてよろひ
返し給ひてむとふ事すらふむひ年足父に
あたれとや思ひけん十余年あまり父よりも遠へしてその後
母はなくなりぬ父も十七年以前よりそこの家業をともな
ふてそく酒をのみ飲されともかくしてその價をまゐら
せひなるかいかく酔ぬる人にそは拙柱なしとさ母よ
なりて争論なとし出る事もしくあるを長右衛門あ
なくさめてとをせめくりて悲しにいふ侘けるほと人も

その志に感してゆるしあるかはなきほとも須臾より
少しも父を衛門乃ものなれも咎めもこいる人こさは
夫婦か孝行母もろとも厚く哀みしいふ二人の
ものれを賞して銀をそともくとそらせそれたる寛政
四年正月のことなりき

孝行者武市良策

徳島乃城下佐古町六町目の醫者良策は伯父乃
武市市助か養子となりて醫術を学ひしか六ま
それより實父此家を出まつき実の父母か家に迄え
高岑かひるに業かふりなれも数多ひく見やもく

嗜しけれは養父の不助もいたく行しきりのなれは酒
とさへ好みて酔ぬれは筋なきことをいひて罵
りなれといさゝかもいとはす事なし寛政二年養父
もちせにかゝる病のおもくて醫療をも尽しぬれと叔抱よ
のこゝろ浅くしれ或日さらぬくれ抜きよ追ひ養父の
抜ひを家族にも悔しくといひをたてゝいふ種もなく帰
りくかの人此ものは安否をもとひけるに不助は志ちも悔
さりしかとかみに目を見しとあまくいひつゝしと
おと驚しぬるそこらくこの如くに怒り枕をとらせて打
けつる額に疵おほせしかとかうに恨るきもなくくり

て言葉を和らけ行く事一とつひにも穏くゝ内抱をとゝめ悔
心なきしかと人内ともはころあやまちなしおとなりけ
なくいひしとなん養母も又ことに悔しきまれたる良
築なき折をかぬる事常にましたひくにとも
根らと次家深の事なと心ちち母よ薬合する
ほとも母乃ふ孫又同して下戸の母にあしらひ死さ母よ
人をつかりしむけり遠ひて帳とらせよとの心も母の手
をけまたとさつまりていふまんやうなしと遂にな
心小悔そせ妻をもく母此人になつをしして離別されに
も孫をさて又死る手汲まくなるね身なりしかは

産せし後生れし子ハ近人にとらん契約して出生の
母ともに次郎にかへりもやあらんと里に帰らんと
いふを強て留めけるもいまた次郎か方にさへ
三貫目の銀あたへんといへとさらにうけかへしてあまへ
里に居りしか幾程なく四国の霊場を巡礼せんとて
て里をいてゝ又も数日に帰りしかハ良薬なと初より
次つゝしもの親族のものもみなかなしみて出むく母子の縁
きれてかくしてよかともありて絶てりしか一生ひ親子の契
とむすひしらんといふ物から在る年乃あ家へさとく
らあらハれ粮をおくりやうに孝養せしる終生まてかえて

寛政四年六月褒美として銀を給ふ人生涯課役を免
除せらる

孝義録巻之三十九